

平成 2 9 年度
可燃ごみ処理計画

平成 2 9 年 3 月



福岡都市圏南部環境事業組合

1 本計画の目的及び位置付け

本計画は、「福岡都市圏南部環境事業組合廃棄物処理条例（平成27年8月26日条例第5号）」第5条第1項の規定に基づき、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町（以下「関係市町」という。）で発生した可燃ごみの適正な処理を確保することを目的とし、当該年度の可燃ごみ処理を行うにあたり必要な事項を定めるものである。

福岡都市圏南部環境事業組合（以下「組合」という。）では、循環型社会の構築に向け、関係市町におけるごみ減量・資源化の取組み状況並びに、可燃ごみ処理量等の把握に努め、関係市町と協力してこれらの進捗管理を図る必要があることから、指標の一つとして本計画を策定することとした。

なお関係市町においては、一般廃棄物処理計画で施設整備やごみ減量施策、ごみ収集運搬、ごみ処理計画等について定めており、その中で組合が、関係市町の可燃ごみ処理の一部を担うこととなっていることから、本計画の策定は関係市町の一般廃棄物処理計画との整合性に配慮するものとする。

2 計画期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3 計画区域

組合を構成する関係市町とする。

（構成市町：福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町）

4 計画の対象となる廃棄物

組合が処理する廃棄物は、計画区域内で発生する可燃ごみであり、一般家庭の日常生活に伴って排出される可燃ごみ（以下「家庭系ごみ」という。）及び事業活動に伴って排出される可燃ごみ（以下「事業系ごみ」という。）とする。なお事業系ごみには公共系ごみも含むものとする。

5 廃棄物の受入計画

組合が受け入れる廃棄物は、関係市町の一般廃棄物処理実施計画に基づき、関係市町が認める者（直営、委託業者、許可業者）が各市町の基準で収集・運搬した可燃ごみ及び排出者が自ら運搬する（以下「自己搬入」という。）もので組合の受入基準に適合した可燃ごみとする。

(1) 受入日等

可燃ごみの受入は、昼間と夜間に行う。ただし、自己搬入は昼間のみとする。

搬入者		区分	昼間搬入	夜間搬入
関係市町が 認める者	直営	公共系	○	
	委託業者	家庭系		○
		選別残さ等	○	
	許可業者	事業系	○	○
自己搬入		家庭系	○	
		事業系	○	

①受入日

月曜日～土曜日（祝日を含む。）

ただし 12/29～31 日が日曜日の場合は受入を行う

②受入時間

昼間【8:30～16:00（12/31 は 15 : 00 まで）】

夜間【1:00～8:00（日曜日は除く。）】

③受入休み

日曜日及び 1/1～3

プラント設備点検による運転停止中（関係市町が認める者は除く。）

(2) 可燃ごみ受入計画量

市町名	福岡市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町	合計
受入量	30,400 t	26,889t	24,189t	18,599t	13,697t	113,774t

(3) 処理手数料

区分	搬入者	手数料
家庭系ごみ	関係市町の委託業者が行う 収集運搬処分	—
	自己搬入	10kg までごとに 140 円
事業系ごみ	関係市町の許可業者等が行う 収集運搬処分	関係市町の条例等に基づく
	自己搬入	10kg までごとに 140 円

6 処理処分計画

(1) 中間処理

中間処理施設で受け入れた可燃ごみについて、以下の施設で処理する。

処理対象物 [処理量]	処理施設名（愛称） [住所]	処理 方法	施設規模	備 考
可燃ごみ [113, 774t]	福岡都市圏南部工場 (クリーン・エネ・パーク南部) [春日市大字下白水 104-5]	焼却	510 t / 日 (170 t / 日 × 3 炉)	発電能力 16, 700kW

(2) 最終処分

中間処理施設から発生した焼却残さについて、以下の施設で処分する。

処理対象物 [処分量]	処理施設名（愛称） [住所]	処分 方法	埋立容量	備 考
焼却残さ [13, 084t]	福岡都市圏南部最終処分場 (グリーンヒルまどか) [大野城市大字中 906-12]	埋立	約 52 万 m ³	浸出水処理施設 処理能力 180t / 日

7 ごみの発生・排出抑制、資源化の推進、啓発計画

各市町の一般廃棄物処理計画に基づき、組合で取り組む事項として以下のとおりとする。

(1) ごみの発生・排出抑制

○搬入禁止物（危険物や不適物）の持ち込みを防止し、適正搬入の促進や資源化を推進するため、搬入管理指導員の配置により、処理施設における搬入物検査を行う。

(2) 資源化の推進

○リサイクル可能な紙ごみ（古紙・段ボール）等が搬入された場合に分別徹底の指導を行う。

○ごみ焼却時に発生する熱を利用し、蒸気を発生させ、蒸気タービンで発電を行ない、ごみ焼却に必要な電力について自給で賄う。また余剰電力については電力会社へ売却しエネルギーの有効利用を行う。

(3) 啓発計画

○環境対策の取組について理解と協力が得られるよう、施設見学者を積極的に受け入れ、ごみの処理工程をはじめ、エネルギーの有効利用や公害防止対策等の情報の提供を行う。また施設の一般開放日を設けるなどし、環境教育やごみ減量等に対する意識啓発を図る。

○関係市町と連携のうえ、各市町の広報やホームページ等の各種媒体により、ごみの排出方法、ごみ処理の現状及び再生利用等に関する情報を地域住民等に周知し、ごみ排出源（家庭や事業者）での減量、資源化の必要性・効果を広報する。

○安全で信頼性のある施設であることを地域住民等に理解してもらうため、組合ホームページ等を活用し、施設の稼働状況や各種試験結果等の情報提供を行う。